

令和5年第19回教育委員会議事録

令和5年11月24日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和5年11月24日（金）午後2時00分～午後2時22分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員 前田 小百合

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明
学校整備担当部長 学校人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

済美教育センター 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之
所 長 統括指導主事

済美教育センター 保土澤 尚教 済美教育センター 鈴木 壮平
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第92号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第93号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第94号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

- 議案第92号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・8
- 議案第93号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 議案第94号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

報告事項

- （1）学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・4
- （2）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・8

教育長 では、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項2件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。議案第92号から94号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第92号から94号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号の規定により、非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。

今回任命されますのは小学校1校、1名となっております。任期は令和5年12月1日から令和7年11月30日までの2年間でございます。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

久保田委員 日頃からCSをはじめ学校支援にいろいろとご尽力いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

コロナ禍を経て4月からまた各学校に新たな委員の方が入っていらっしゃる等々も含めて、まさにコロナ前の取組、活動が復活してきているなど伺っております。そんな中で、CS会長さんたちとの連絡会と

か、横のつながり、連携、情報交換等も含めて、現在の状況について教えていただけましたら幸いです。よろしくお願いします。

学校支援課長 今、久保田委員からご指摘いただいたような学校運営協議会の会長さんを招集する会長の連絡会を年に1回開催してございまして、これは昨年度実施しており、今年も実施いたしました。おおむねほとんどの会長さん、中には代理の方もいらっしゃるけれども、各校から代表の方に来ていただきまして、今回ですと特別支援の視点から特別支援学級のある学校ない学校、様々情報交換を含めてお話し合いの場を持たせていただきました。当日は特別支援教育課長の講演を頂きまして、それを基にということなのですが、やはり皆さん分かっているようで分かっていない部分というのがまさに特別支援、一般的にはそういうところだと思いますので、そういったことでも非常に有意義な場になったということアンケート結果からも頂いております。

コロナが明けてということで申しますと、やはり学校運営協議会もそうですし、学校支援本部含め全体的にいろいろな場いろいろな人が出てくるようになったということで、今回地域学校協働活動推進員というのを6名任命しましたので、その辺りの活用も今後進んでいって、学校運営協議会の活動もより支援して活発になっていければと思っていますところでは。

久保田委員 ありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願いします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 私もCSにおりまして、少し質問させていただきたいと思います。先ほどもありましたけれども定員というか、11名という中でそこが埋まらないというお話があったと思ひまして、加えて私も委員として入っていましたが、外から見たときにどんなことをやっているのだろう、と保護者から見てもなかなか分かりにくいなと思う部分があり、それもあってなってくれる人も見つけづらいということがあるのかなと思うのですが、そこに関して、例えば外にもう少し開いていくですか情報公開していくとか、何か検討されていることはありますでしょうか。

学校支援課長 CSの委員さんは一応公募という形で広報、それからホー

ムページ含めて、一番大きいのは夏なのですけれども、公募してやっております。実際、外部からの応募ということもあるのですけれど、ではどんな人でもいいかというところもそういうわけにもいかず、やはり地域のことをご存じで学校のことにもお考え、お気持ちがあつてということになりますので、なかなか広げるという意味でもちょっと難しいところはあるかなと思つてはいるのですが、やはり委員ご指摘のとおり埋まっていなくてある中で、何とか広げる手だてというのは考えていかないといけないと思つてはいるのですけれども、現状ではなかなか苦慮しているところがございます。

前田委員 ありがとうございます。私が出ていたときも平日の昼間だったりしたので、お仕事をしている人とかがなかなか難しいなと思つていました。会長として出たときもそこにお休みを取らなければいけないことが結構、今、会長を譲つた方などもなかなかそこが難しいなということは話して、ただ学校とも話をしたいという気持ちがあるのだけれどもそこが難しいというのがあつて。構成メンバーを見ているとすごく年齢層が高い方たちがいて、すごく昔の学校のことはよく知っているのだけれども、今のことがあまり分からなくてちょっと話がかみ合わないみたいなことがあるなというのが見えていて、もう少し皆さんが参加しやすい時間帯とか参加しやすい形態とか、例えばZoomの会議を可能にしたら仕事の合間に出られるとか、そんなこともあるのかもしれないなと思つて、もう少し学校に必ず平日の昼間というか平日の午前中に集まってみんなで会議するというところにこだわらず、何か皆さん方が参加しやすい形もちょっと検討いただけるといいのかなと思つていました。

学校支援課長 今おっしゃっていただいたとおり、やはり時代的にはZoomでの参加とか、そういったことも、今も全くノーということではないのですけれども、実態としてはほとんど行われていない現状ではあると思つてはいますので、そういったところですか、あと時間帯に関しては各学校で午前中だったり午後であったり夜間であったりというところがございます。ただ先生の参加というところも考えますとなかなか時間帯は悩ましいところなのですが、先ほどおっしゃられたデジタルの活用とかも含め今後は検討していく必要があると思つております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 今のご説明の中にありました協働活動推進員の方々のことに関して、いろいろなお立場からのお話を伺うことが何回かございまして、その辺りの認識であったり理解だったりはいい形で進んでいる状況でしょうか。

学校支援課長 任命後、10月に一度会議を行いまして、ちょうど来週2回目の会合を行います。やはり様々、我々では気づかなかった視点でご意見頂いていまして、こんなものが欲しいとかこういう資料がないかとか、そういったことを今いろいろ聞かれていまして、いわば基礎的なデータ含め、まずデータを見て、何もないかもしれないけれども、あればそこからとっかかりになる部分もあるかもしれないということで、まさに今いろいろ話を頂きながらやっているところでございます。

伊井委員 今その過程にあるところだと思うのでいろいろご苦労があると思いますし、協働活動推進員というものを設置して、その方たちが各CSからするとどういう立ち位置なのかという辺りも十分にそれぞれのCSの委員の方々にご説明いただきながら、良好な関係を築いていけるような取組になるといいなと願っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。任命のときにCSの会長さんにはこういう方ですということはご説明しているのですが、やはり今後CSにアプローチしたり接点を持つときには学校支援課の職員が常に出向いてやっておりますので、一緒にいながら円滑に進むようにしてまいりたいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

對馬委員 今回沓掛小学校で任命を受けられましたこの藤吉さんという方が、差し支えなければどういう方か教えていただけてよろしいですか。

学校支援課長 この方は校長推薦なのですが、雑誌の編集長をやられているということでお聞きしてございまして、同時に保護者でもあるという方でございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承

認について」、本日、生涯学習推進課長が所用につき欠席でございますので、私のほうからご説明を申し上げます。資料をご覧ください。10月分の合計につきましては14件、内訳は定例13件、新規1件となっております。共催・後援別では共催1件、後援13件となっております。

報告は以上でございます。

何か今の報告の中でご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、2番につきましては以上でございます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、12月13日水曜日午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第92号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。それでは、私からご説明を申し上げます。まず、議案第92号でございますが、本年10月11日、特別区人事委員会は各特別区の議会及び区長に対しまして職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を3,722円、率で0.98%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1か月引き上げ、4.65月とするものでございました。

区ではこうした状況を踏まえ、本年10月31日に区長等の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等につきまして特別職報酬等審議会に諮問したところ、11月22日に答申がなされました。答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額については一般の職員の給料月額の改定率が級及び号級ごとに異なることを踏まえ、部長級の職員と同水準

の0.3%引き上げるとともに、期末手当についてはその年間の支給額を0.1か月引き上げることが妥当であるとするものでございました。

区ではこの答申を受け検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することといたしました。これに伴いまして、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、8条建てとしてございます。そのうち、第5条及び第6条につきましては教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案のうち、教育長の給与等に関する条例の一部改正の内容について、資料に沿って説明を申し上げます。議案の最後に添付しております資料2の給与改定等の概要をご覧ください。教育長の給料月額を0.3%引き上げ76万6,700円とするほか、期末手当の年間の支給月数を0.1か月引き上げ、4.13月とするものでございます。

最後に施行期日等でございます。第5条による給料及び期末手当に関する改正は公布の日から施行することとし、改正後の給料に係る規定は令和5年11月1日から、期末手当に係る規定は令和5年12月1日から適用するものでございます。また、第6条による改正は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第92号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議はございませんので、議案第92号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第93号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。それでは、引き続き私からご説明を申し上げます。議案第92号で説明をし

たとおり、特別区人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告は、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.65月とした上でこの支給月数の引き上げ分については民間の状況等を考慮し、管理職員以外の職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございました。特別区におきましてはこの勧告の取扱いについて慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきましては資料に沿ってご説明を申し上げます。最後に添付しております資料2、給与改定の概要をご覧ください。まず、給料表でございますが、公民較差3,722円、率で0.98%を解消するため、給料月額を引き上げるものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当でございますが、職員の勤勉手当については年間の支給月数を0.1月、管理職員の期末手当及び勤勉手当につきましては年間の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げて、年間の支給額の合計を4.65月とするほか、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、記載のとおり支給月数を引き上げるものでございます。

最後に施行期日等でございます。第1条によります給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用するものでございます。第2条によります期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和6年4月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第93号につきましては、

原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第93号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第94号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。それでは、引き続き私からご説明を申し上げます。

特別区人事委員会によります職員の給与等に関する報告及び勧告につきましては、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところでございます。東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月13日、東京都人事委員会から東京都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容は、職員の給与が民間従業員の給与を3,569円、率で0.88%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するものでございました。区ではこれらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。議案の最後に添付しております資料2、給与改定の概要をご覧ください。まず、給料表でございますが、公民較差3,569円、率0.88%を解消するため、給料月額を引き上げるものでございます。次に、期末手当及び勤勉手当でございますが、幼稚園教育職員と同様に支給月数を引き上げるものでございます。

最後に、施行期日等につきましても幼稚園教育職員と同様の取扱いとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第94号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議はございませんので、議案第94号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。